LEC 東京リーガルマインド 不動産鑑定士事業本部

「2021 行政法規 改正対策講座レジュメ」の表記漏れについて

拝啓時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

「2021 行政法規 改正対策講座レジュメ」におきまして、下記の表記漏れが発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、お手数をおかけしますが、「2021 肢別行政法規」をお持ちの方は、下記の表記を参照の上、各教材への改正情報の反映の程、何卒宜しくお願いいたます。

【これから改正対策講座を受講される方】

「2021 行政法規 改正対策講座レジュメ」57 頁の、「2021 行政法規 改正表」下から 二番目に、下記の表記を追加してください。

【すでに改正対策講座を受講された方】

下記の表記を参照の上、「2021 肢別行政法規 下巻」に改正情報の反映をお願いいたします。

2021 肢別行政法規		
巻・頁・No	改正前	改正後
下巻	× 不動産鑑定士の登録を受ける際には	× 不動産鑑定士の登録を受ける際には
13 頁	被保佐人ではなかった者が、その登録後	被保佐人ではなかった者が、その登録後
No28 解説文	に被保佐人となった場合、それを理由と	に被保佐人となった場合、それを理由と
	して不動産鑑定士の 登録を消除される	して不動産鑑定士の 登録を消除されるこ
	(16条2号、19条1項2号、20条1項3	とはなく (16条2号、19条1項2号、20
	号)。【テキスト P159 参照】	条1項3号)、 鑑定評価等業務を行うこと
		<u>は禁止されない</u> 。【テキスト P159 参照】

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいる所存でございます ので、どうか宜しくお願い申し上げます。

末筆になりますが、受講生の皆様の不動産鑑定士試験合格を、LEC 不動産鑑定士事業本部一同、心よりお祈り申し上げております。

敬具

